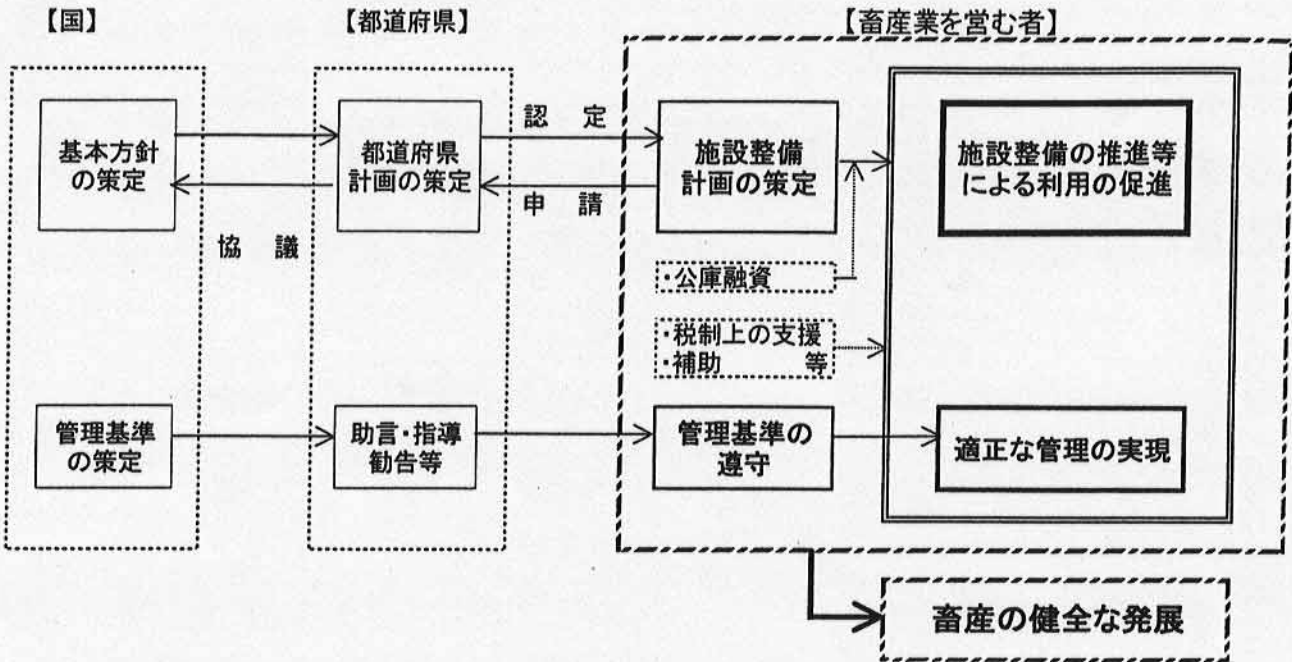


# 法律の概要

〜〜法律のしくみ〜〜



この法律は、「家畜排せつ物の管理の適正化のための措置」と「家畜排せつ物の利用の促進のための措置」に分かれています。

## 1 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

対象は、「畜産業を営む者」からの「牛、豚、鶏、馬」の排せつ物となっています。

### ◎管理基準の遵守

- ① 農林水産大臣による管理基準の策定
- ② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理
- ③ 県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施

### 管理基準

| 区分          | 内容  | 適用時期             |
|-------------|---|------------------|
| 施設の構造に関する基準 | ふんの処理・保管施設は床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする事 | 平成16年<br>11月1日から |
|             | 尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする事       |                  |
| 管理の方法に関する基準 | 家畜排せつ物は、施設において管理すること                                  | 平成11年<br>11月1日から |
|             | 管理施設の定期的な点検を行うこと                                      |                  |
|             | 施設に破損があるときは遅滞なく修繕を行うこと                                |                  |
|             | 送風装置等の維持管理を適切に行うこと                                    |                  |
|             | 家畜排せつ物の年間発生量、利用量を記録すること                               | 平成14年<br>11月1日から |

ふんの管理施設としては、堆肥舎が一般的ですが、防水シートで上下を覆うなどの簡易な方法でも良いとされています。堆肥盤は、不適切な施設とみなされますので、屋根かけをするか、ビニール等で覆いをしてください。